

# かずさ水道広域連合企業団建設工事等指名業者選定審査会規程

平成31年4月1日

訓令第7号

改正 令和3年4月1日訓令第4号

改正 令和4年2月8日訓令第1号

改正 令和4年8月22日訓令第3号

改正 令和4年12月5日訓令第4号

改正 令和5年2月27日訓令第1号

改正 令和5年5月23日訓令第6号

(目的)

第1条 この規程は、建設工事又は製造の請負、測量、設計等の業務委託、役務の提供、物件の購入及び賃貸借（以下「建設工事等」という。）に伴う指名競争入札の実施に当たり、指名する業者の選定、指名停止等について必要な事項を定め、もって契約事務の適正な執行の確保を図ることを目的とする。

(審査会の設置)

第2条 前条の目的を達成するため、かずさ水道広域連合企業団建設工事等指名業者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 審査会は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 建設工事等の契約に係る指名競争入札に参加できる者（以下「指名業者」という。）の選定に関する事。
- (2) 建設工事等の契約において、1件の設計金額又は予定価格がかずさ水道広域連合企業団財務規程（平成31年かずさ水道広域連合企業団管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第4項に定める額を超えるものについて、随意契約又は事前公募方式による随意契約の方法により契約を締結することの可否及び随意契約又は事前公募方式による随意契約の方法による場合の相手方の選定に関する事。
- (3) 指名競争入札参加資格者の指名停止基準に基づく指名停止等指名上必要な措置に関する事。

2 審査会は、前項に定めるもののほか、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札し

た者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項（第167条の13の規定により準用する場合を含む。）の規定に該当する者として広域連合企業長から意見を求められたときは、当該入札した者以外の者を落札者とするものの可否及び落札者の選定につき意見を述べるものとする。

（経理課長の義務）

第4条 経理課長は、指名業者を指定しようとするときは、あらかじめ審査会の選定を受けなければならない。ただし、設計金額又は予定価格が財務規程第134条第4項に定める額を超えない契約については、この限りでない。

2 経理課長は、前項に規定する選定を求めようとするときは、指名業者選定調書（別記第1号様式）を、委員長に提出しなければならない。

3 経理課長は、第1項の規定による審査会の選定を尊重しなければならない。

（組織）

第5条 審査会は、委員長及び委員をもって組織する。

（委員長）

第6条 委員長は、事務局長の職にある者をもって充てる。

2 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。

（委員長の職務代理）

第7条 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（委員）

第8条 委員は、技師長、総務課長、企画財政課長、経理課長、業務課長、計画課長、用水供給課長、工務課長及び施設管理課長の職にある者をもって充てる。

2 前項の委員に事故があるときは、あらかじめ当該委員の指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第9条 審査会の会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議長は、委員長をもってこれに充てるものとする。

4 審査会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員に説明を求めることができる。

6 委員長は、緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することができない場合は、書類の回議をもって会議に代えることができる。

(指名業者の選定)

第10条 経理課長は、指名業者を選定した場合は、指名業者選定通知書（別記第2号様式）を主務課長に送付するものとする。

(報告)

第11条 委員長は、会議の結果を速やかに広域連合企業長に報告しなければならない。ただし、広域連合企業長があらかじめその必要がないと認めた案件については、この限りでない。

2 第3条第1項第1号から第4号の審議案件に係る前項の報告は、別記第3号様式により行うものとする。

(秘密の保持)

第12条 委員長、委員及びその他の関係職員は、法令に別段の定めがある場合のほか、その職務上知り得た審査会の会務の内容を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第13条 審査会の庶務は、経理課において処理する。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、審査会について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日訓令第4号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年2月8日訓令第1号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年8月22日訓令第3号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年12月5日訓令第4号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月27日訓令第1号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年5月23日訓令第6号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別記  
第1号様式(第4条第2項)  
(その1)工事に用

指名業者選定調書							
審査会開催日 年 月 日							
主 務 課 名							
工 事 名 等							
工 事 番 号	工事(納入)場所						
予 算 額	円	予 算 科 目	(目) (節)				
工事設計(購入予定)額	円	工事(納入)日数	年 月～ 年 月				
財 源 区 分	1 国 補 2 県 補 3 自己財源 4 出資金 5 その他 ( )						
選 定 対 象 業 種 等	業種	大分類	中分類	設計額対応格付※			
概 要							
登録番号	業者名	地 域 分	所在地	指 名 回 数 (回) ※	受 注 実 績 (件) ※	手 持 工 事 数 (件) ※	格 付 ※

注) 1 財源区分は、該当する番号に○印を付すこと。  
2 ※印欄は、建設工事の場合のみ記入すること。  
3 業者の記載は、地域区分 (①市内・②準市内・③県内・④県外) ごとの五十音順とする。

(その2) その他用

指名業者選定調書			
		審査会開催日 年 月 日	
主 務 課 名			
件 名			
委 託 番 号 等	場 所		
予 算 額	円	予 算 科 目	(目) (節)
設 計 額	円	履 行 期 間 又 は 期 限	
財 源 区 分	1 国 補 2 県 補 3 自 己 財 源 4 出 資 金 5 その他 ( )		
選 定 対 象 業 種 等	業 種	大 分 類	中 分 類
概 要			
登録番号	業 者 名	地 域 区 分	所 在 地

注) 1 財源区分は、該当する番号に○印を付すこと。

2 業者の記載は、地域区分 (①市内・②準市内・③県内・④県外) ごとの五十音順とする。

第2号様式（第10条第1項）

指名業者選定通知書

年 月 日

課長 様

経理課長

年 月 日付で選定願のあつた業者について、下記のとおり選定したので通知いたします。

記

- 1 別紙指名業者選定調書のとおり

第3号様式（第11条第2項）

広域連合 企業長	副広域連合 企業長	委員長							
		事務局長							
委 員									事務局
提出年月日	年 月 日			起案者	印				
決裁年月日	年 月 日			職氏名					
年度第 回建設工事等指名業者選定審査会の会議結果について									
報 告									
<p>年 月 日に建設工事等指名業者選定審査会を開催し、別紙 の          とおり意見が決定したので、本審査会規程第11条の規定により報告します。</p>									

備考 審査会で意見が決定した指名業者選定調書等を添付すること。